

「学校法人会計」と「企業会計」との違いについて（平成 27 年度以降）

学校法人は、その教育研究活動により社会に貢献できる人材を育成し、研究成果を社会に還元することを目的としているのに対し、企業は営利の追求を目的としています。

こういった法人としての活動目的の違いは会計の違いにも反映されており、企業会計が投資家保護や債権者保護を命題とした適正な期間損益計算や配当可能利益の計算に重点が置かれているのに対し、学校法人会計では教育研究活動の永続性を図るために資金収支の顛末や収支の均衡状況、財政状況を測定することを目的としています。

学校法人は、学生生徒等からの納付金のほか、税金を原資とする補助金などによって収入を賄っている極めて公共性の高い法人であり、私立学校振興助成法において補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成することを義務付けられています。

貸借対照表は、学校法人会計も企業会計と同様に決算日（年度末）における財政状態を表すものです。

収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書があります。

資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての資金の収入及び支出の顛末を明らかにすることを目的としています。

活動区分資金収支計算書は、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当し、資金収支計算書を三つの活動区分ごとに区分して、活動ごとの資金の流れを明らかにすることを目的としています。

事業活動収支計算書は、企業会計における損益計算書と似た役割を担っていますが、学校法人会計の場合は、当該会計年度の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容、及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにすることを目的としています。

以上が「学校法人会計」と「企業会計」の違いです。

「学校法人会計」と「企業会計」との違いについて（平成 26 年度まで）

学校法人は、その教育研究活動により社会に貢献できる人材を育成し、研究成果を社会に還元することを目的としているのに対し、企業は営利の追求を目的としています。

こういった法人としての活動目的の違いは会計の違いにも反映されており、企業会計が投資家保護や債権者保護を命題とした適正な期間損益計算や配当可能利益の計算に重点が置かれているのに対し、学校法人会計では教育研究活動の永続性を図るために資金収支の顛末や消費収支の均衡状況、財政状況を測定することを目的としています。

学校法人は、学生生徒等からの納付金のほか、税金を原資とする補助金などによって収入を賄っている極めて公共性の高い法人であり、私立学校振興助成法において補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成することを義務付けられています。

貸借対照表は、学校法人会計も企業会計と同様に決算日（年度末）における財政状態を表すものです。

収支計算書には資金収支計算書と消費収支計算書があります。

資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての資金の収入及び支出の顛末を明らかにすることを目的としています。

消費収支計算書は、企業会計における損益計算書と似た役割を担っていますが、学校法人会計の場合は、当該会計年度の消費収入と消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにすることを目的としています。

以上が「学校法人会計」と「企業会計」の違いです。